

4
章

鳥獣被害対策
関連法令

1

鳥獣保護管理法に基づく捕獲

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）は、鳥獣の保護と管理、狩猟の適正化を図ること等を目的とした法律であり、野生鳥獣の捕獲に関しては、同法により原則として禁止されているが、その例外として「狩猟」と「許可捕獲（有害鳥獣捕獲など）」が認められている。

1 有害鳥獣捕獲

① 制度の概要

野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系への被害が生じているかそのおそれがあり、各種の被害防止対策では十分でない認められた場合、被害の防止軽減を図るため有害鳥獣捕獲が行われる。捕獲許可申請は、被害を受けている個人、法人（国・地方公共団体、農協、森林組合など）が行うことができる。被害を受けて有害鳥獣捕獲の申請をする場合は、市町村の鳥獣行政担当課へ相談し、手続きを確認する。有害鳥獣捕獲は原則として狩猟免許所持者によって実施される。

② 捕獲従事者に特例が認められる場合

平成23年に『鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針』が改定され、これにより狩猟免許を持たない者の有害鳥獣捕獲への補助者としての参加が、一定の要件のもとで可能となった。

必要とされる要件は次のとおり。①有害鳥獣捕獲の許可を受けた法人による捕獲であること。②銃器以外の方法であること。③従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。④当該法人が従事者に対して講習会等を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。⑤当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。⑥当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。また、各都道府県の鳥獣保護管理事業計画に本制度が位置づけられていることも必要となる。

2 狩猟

鳥獣保護管理法において、狩猟とは「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと」と定義されている。狩猟を行うには狩猟免許を取得することが必要である。

狩猟免許の種類には網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許がある。狩猟免許試験は、居住する都道府県が実施している。取得した免許は全国で有効である。免許の有効期間は3年間で、3年毎に更新が必要である。狩猟をする場合には、実施する地域を管轄する都道府県に狩猟者登録をする必要がある。

2

特定外来生物の防除

通常、鳥獣の捕獲に際しては鳥獣保護管理法の下、捕獲許可を得て実施する必要がある。これに加えて、特定外来生物の場合は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき防除実施計画を策定し、その内容が国の定める要件に適合することの確認・認定を受けることによって一定期間にわたり捕獲による防除を行う事ができる。この場合、鳥獣保護管理法の許可を必要とせず、原則禁止されている特定外来生物の運搬等を伴う防除を行うことができるようになる。また、防除実施計画において定められていれば、狩猟免許を所持しない者でも、適切な知識及び技術を有していると認められる者については防除に従事できる。

1 特定外来生物の防除

① 特定外来生物の防除とは

特定外来生物に指定された生物はその被害防止が必要と判断された場合には防除を実施する。特定外来生物の防除において、対象となる特定外来生物の特性と、予想される被害の状況を踏まえながら、完全排除、影響の低減等の目標を設定する。

② 防除の公示と防除の確認・認定

防除を進める特定外来生物については、国が防除の内容等を定めて公示することとなっている（防除の公示）。地方公共団体や民間団体が防除を実施する場合には、防除実施計画を策定し、その内容が「防除の公示」に示された要件に適合していれば、主務大臣*による確認・認定を受けることができる。

*) アライグマ、ヌートリア、マングース、キョンは農林水産大臣および環境大臣、台湾リスは環境大臣が主務大臣である。

③ 防除の確認・認定の特徴

外来生物法に基づく防除では、複数年にわたる防除実施計画について確認・認定を受けることができるので、被害の発生を受けて捕獲するという緊急対応的な防除だけでなく、被害未発生時に予防的に行う防除や野外からの根絶も含め、計画的な防除を行うのに適した制度である。また、外来生物法では、生きた特定外来生物の運搬等を行う事は原則禁止されているが、防除の確認・認定を受けることにより、生きたままの運搬等を伴う防除が実施可能となる。加えて、防除実施計画に定めることにより、狩猟免許を持っていなくても適切な知識や技術を有している場合には捕獲従事者となることができる。捕獲頭数についても制限がない。ただし、鳥獣法第12条で禁止されている猟法等による防除については防除の確認・認定を受けることはできない。

このように外来生物法に基づく防除には、計画的でスムーズに防除を進めるためのさまざまな特徴がある。

2 防除実施計画

① 防除実施計画の作成者

外来生物法に基づく防除の確認・認定を受けるには、防除実施計画を策定する。防除実施計画は防除の確認・認定を受けようとする都道府県、市町村、NPOなどの団体や個人が作成する。

② 防除実施計画に記載する事項

防除実施計画には、以下の内容を記載し、防除の目的と手法を明確に示すことが求められている。

防除の目標：対象となる生物の生態的特性と、予想される被害の状況から、その目標を定める（区域からの完全排除、影響の封じ込め、影響の低減など）

防除の内容：捕獲、防護柵の設置などの方法、および捕獲した個体の処分方法など

その他の記載事項：防除従事者が使用する猟具に応じ狩猟免許を有すること、もしくは適切な知識及び技術を有していること、従事者に対する防除の内容の具体的指示、従事者の台帳の作成や更新の方法、認定の場合、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との調整結果や、防除を実行する財政的及び人力的能力を有していること等。

③ 防除実施計画の計画期間

防除実施計画ではその目的を達成するために必要な計画期間を定める。期間が複数年にわたる計画を策定することも可能である。

④ 防除実施計画の作成方法

防除実施計画は防除の実施主体が中心となって関係機関や土地所有者などと合意形成を図り、必要に応じてその専門家への意見聴取を行った上で作成されることが重要である。また、実施体制の整備やモニタリングの方法なども定めておくことが望ましい。

3

関連する法律

1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

① 外来生物法の目的と概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することにある。

そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行っている。

② 特定外来生物とは

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす疑いがあるが、特定外来生物に該当するか否かの知見がない海外起源の外来生物は「未判定外来生物」に指定され、輸入する場合は事前に主務大臣に対して届け出る必要がある。

③ 特定外来生物の防除

特定外来生物による被害がすでに生じている場合または生じるおそれがある場合で、必要であると判断された場合は、特定外来生物の防除を行う。

国が防除を行うとした特定外来生物について、地方公共団体が防除を行おうとする場合は、主務大臣の確認を受けることができる。

国または確認を受けた地方公共団体が防除を行う際は、その原因となった行為（逃がしてしまった等）をした者が防除に必要な費用の一部または全部を負担する場合がある。

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

① 鳥獣保護管理法の目的と概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全

な発展に資することを目的としている。このため、鳥獣保護管理事業計画、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲許可、狩猟免許・登録等に関する制度について定めている。

対象となる野生鳥獣

この法律の対象となる野生鳥獣は、鳥類及び哺乳類に属する全ての野生動物である。ただし、一部のネズミ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）とニホンアシカ等を除く海棲哺乳類の多くについては、他の法令で管理されていることから鳥獣保護管理法の対象鳥獣からは除外されている。また、農業または林業の事業活動に伴いやむを得ず行われるネズミ類、モグラ類の捕獲は、捕獲許可を要しない。

② 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣とは日本に生息する鳥獣の中から、その資源性（肉や毛皮の利用価値）、生活環境、農林水産業や生態系への害性、生息数などを踏まえて、狩猟の対象として定められた鳥獣のことである。平成29年12月現在では48種が狩猟鳥獣とされている。

③ 狩猟鳥獣の種類

鳥類（28種）

カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボンガラス、ハシブトガラス

獣類（20種）

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ（オス）、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

① 鳥獣被害防止特措法の目的

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることから、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成20年2月21日に施行された。

② 鳥獣被害防止特措法の具体的内容

鳥獣被害防止特措法では、農林水産大臣が作成する被害防止施策の基本指針に即して、鳥獣被害防止計画を作成した市町村に対して必要な措置を講ずることとしている。

具体的な措置としては、都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を行使できる（権限の委譲）、地方交付税の措置、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる（財政支援）、鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる（人材確保）、などが挙げられる。

農林水産大臣が策定する基本指針に即して、市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画を作成できる。

4

各制度の特徴を活かした 対策立案

1 法律の組み合わせにより最適な対策を

鳥獣による被害防止には、鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法、外来生物法の3法が大きく関連している。それらはそれぞれ異なった特徴を持つため、実際に対策を立案する上では、それらの長所を上手く組み合わせることで、より効果的な実施体制を構築することができる。

例えば、特定外来生物の防除の確認・認定を受けることで、生きた特定外来生物の運搬等を伴う防除や、狩猟免許非所持者による捕獲の実施が可能となる。また、捕獲作業に必要なわなの購入などの経費については、鳥獣被害特措法に基づく被害防止計画を作成することで、特別交付税や鳥獣被害防止支援事業による財政支援を受けることができる。実際に、これらの計画を組み合わせることで捕獲を実施している市町村も多い。地域の特性に合わせてこれらの法律、事業を活かして対策を立案し、地域ぐるみで実践することが重要である。

2 予算措置等による支援

農林水産省では、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取り組みを総合的に支援するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」を実施している。また、環境省の「生物多様性保全推進支援事業」の一環として、外来生物の捕獲作業に対する支援がある。

このほか、市町村が負担した駆除等経費の5割（被害防止計画を作成している市町村の場合には一部の経費が8割）が特別交付税の対象となっている。また、地域における被害対策の実施に際し助言できる専門家をアドバイザーとして登録する制度を設けている。

● 企画編集委員会

古谷益朗

埼玉県農業技術研究センター

江口祐輔

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター

山口恭弘

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業研究センター

山端直人

兵庫県立大学自然・環境科学研究所

鈴木克哉

NPO法人里地里山問題研究所

● 参考文献

野生鳥獣被害防止マニュアル ―イノシシ・シカ・サル 実践編―

野生鳥獣被害防止マニュアル 改訂版―鳥類編―

野生鳥獣被害防止マニュアル ―アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ（中型獣類編）―

● 写真提供

古谷益朗

江口祐輔

山端直人

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業研究センター・鳥獣害グループ

野生鳥獣被害防止マニュアル ―総合対策編―

発行 ● 平成30年12月

(株) 農文協プロダクション

〒107-0052

東京都港区赤坂7-5-17 ラグジュアリーヒルズ7517

TEL 03-3584-0416

FAX 03-3584-0485